

平成29年度自治会連絡協議会からの要望一覧

地 区	No.	要望事項（カッコ内は要望の概要）	担当部署
久賀・棕野	1	路線バスの諸問題について	産業建設部
	2	病院の設置・拡充について	病院事業局
	3	米軍機の飛行に伴う騒音問題等について	総務部
	4	町の緊急連絡体制について	総務部
大 島	1	猪対策について	産業建設部
	2	防災対策について	総務部
	3	交通安全について	産業建設部 大島総合支所
東 和	1	空き家及び空き地の管理指導について	総務部 東和総合支所
	2	ゴミの分別の簡素化等について	環境生活部
	3	集落内及び道路周辺の環境整備について	産業建設部
	4	災害時の情報伝達について	総務部
橘	1	私有地（所有者不明などの畑・庭）に繁茂している枝や草が、公共用地（道路等）や隣接地（宅地等）に競出している場合の対応について	総務部 橘総合支所
	2	河川の雑草（ヨシなど）の伐採について	産業建設部
	3	防犯灯電気料金の助成について	総務部

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 路線バスの諸問題について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>現行の路線バスについて、大畠駅における電車と路線バスとの連携が悪く不便であるとの声が以前から聞かれます。対策として、時刻表の見直しや増便による対応を要望するとともに、利用者が電車と連携しているバス便を把握しやすいよう、町から配布されるバス時刻表の中に JR 電車の時刻表も表示、または同時に配布するなどできれば良いのではないのでしょうか。</p> <p>また、路線バスの問題点として、急傾斜地の多い大崎地域などでは、高齢者が多く自宅からバス停までの移動が困難であり、現状では自家用車を多用していますが、今後自家用車の運転ができなくなった場合、現状のバス路線の利用は困難な状況です。</p> <p>バス運賃が高い、バスの利用者が少ないとの声もあり、また、高齢者からの運転免許証の返還も進めている中で、公共交通の今後の対応として、既存の路線バスではなく町営のバスで、車両の小型化や増便を行うなどといった、より地域の実情に合わせた交通手段を検討してみてはどうでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>商工観光課</p> <p>町といたしましては、町内のバス路線は本数が少なく不便であり、JR大畠駅での接続もよくないということは十分認識をしております。また、この問題につきましては毎年数多くのご要望・ご提言をいただいているところでもあります。</p> <p>しかしながら、町内を走るバス路線は何れも赤字路線であり、町・県・国が多額の運行補助（経費負担）を行っている現実がございます。便数を増やせば利便性はよくなりますが、大幅な利用者の増加が見込めない限り収支バランスをより悪化させ、バス事業者と町の財政を一層圧迫してしまいます。町から多額の負担金を拠出し、現状の路線と便数を何とか維持している状況でございますので、計算上国庫補助基準を下回る輸送量に陥る可能性が限りなく高い増便等については、対策として慎重にならざるを得ない状況にあると考えます。</p> <p>バスの運行時刻につきましては、運行事業者であります防長交通株式会社が設定・作成しておりますが、JRのダイヤ改正に合わせて毎回検討・見直しをしているところでございます。</p> <p>現在のバスの便数で、JR大畠駅の上下線全ての電車への対応は不可能ですが、基本的には大畠駅の接続をベースに組まれております。ご要望いただきました、現行の便の中で改善可能な便があるかどうかは、再度検討するよう指示したいと思います。</p> <p>ただ、JRへの接続はもちろんですが、スクールバス白木線との接続やバスの回送等にも関係がございますので、ご希望に添えない場合もあることはご承知おきください。</p> <p>時刻表の中に電車の時刻も入れる若しくは別に電車の時刻表を配布するというご提案につきましては、検討をさせていただこうとは考えております。</p> <p>ただ、電車の時刻を入れるとなると、バスの時刻等を今よりかなり小さく表記する必要がありますので、見づらいものになるかと思われます。用紙サイズは出来れば現行のままに</p>

抑えておきたい思いもございますので、実現は難しいかもしれません。

なお、電車の時刻表を別途配布することにつきましては、今のところ考えておりません。

バス路線から遠く離れた地区、バス停までの移動が困難な地区の皆様方には、生活路線、公共交通の確保は重要な問題であることと町といたしましても十分理解はしております。

ただ、現在大島本線等のバス路線維持だけでも多額の出費（負担）を要し、その維持にも苦慮している状態ですので、現実問題として新規路線の導入等を含めたこれらの対応は、非常に難しいところでございます。

バス停から遠い路線バス利用不便地区や自家用車を持たない方々、公共交通機関の利用が困難な方々への対応は、重要な課題ではありますが、これは大崎地区に限ったことではなく全町的な問題でもありますので、その旨ご理解いただけたらと思います。

とりあえず当面は、現状の乗合バス路線の維持を今後も堅持していきたいと考えておりますので、皆様の積極的なご利用をお願いするところでございます。

現在、周防大島町内を運行しておりますバスにつきましては、国庫補助が受けられ、なおかつ周防大島町に合った規格（高齢者にもやさしい低床・ノンステップ型で座席数がある程度確保できるもの）の車両を選定し導入をしております。

ご指摘のように、燃費のみを考えれば小型車両の方が有利ですが、国庫補助の車両導入基準に合わないため、全額バス会社や関係市町の負担となり、町の負担金増額や運賃値上げに跳ね返る恐れもございますので、その点からも当面は現行の車両での運行を存続できればと考えております。

運賃につきましては、高いという多くのご指摘をいただいているところでございますが、ご承知のように、これは運賃収入と運行経費のバランスの上で決定をされておりますので、現在より利用者が圧倒的に増えない限り運賃の値下げは難しいと考えます。

町の現段階での考え方といたしましては、国や県の補助制度に該当する間はこの制度を利用し、現在の路線を維持していく方針でありますので、大島本線にかかる町営バスの導入は、現行のバス事業者が撤退をするか、又は全ての補助金に該当しなくなるまではないであろうと考えております。

本町のバス路線につきましては、増便を中心とした利便性の向上や運賃の見直し（値下げ）等についてのご要望を常にいただいているところでございます。

また、その必要性も十分理解をしておりますが、現行の路線と便数の維持が精いっぱい状態でございます。

人口減少が進行する中、公共交通にかかる運行補助金（負担額）は今後一層増加していく見通しで、これといった有効な手立てがないのが全国の過疎、高齢化を抱える自治体共通の問題となっておりますが、本町の各地域の実情等を踏まえ、どのような対策・システムが適しているかを今後も慎重に判断し、検討してまいりたいと考えております。

ご理解とご協力をお願いいたします。

2. 病院の設置・拡充について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>1. 町立3病院の救急引き受け体制の強化について 島で何かあれば島外の病院に搬送されるケースが多々あるように思います。また、個人医院の安本医院は昼夜に関わらず救急を引き受けている場合が多く、そのため、昼間に診察・検査・薬処方を合わせて毎日100人以上の外来の高齢患者さんは2～3時間待ちの状態です。救急患者さんを受け入れた場合はさらに待ち時間が長くなります。</p> <p>町立3病院の救急患者引き受け率が増加すれば、高齢患者さんにとって肉体的負担が軽減されます（運転できる患者さんは一時自宅待機しています）。そのような状況であっても町立病院に転院されないことを重く受け止めるべきでしょう。</p> <p>2. 久賀地区への町立病院設置について 旧町単位で町立の総合病院が無いのは久賀のみです。久賀地区には内科中心の個人医院のみで、総合診療科がなく高齢者（特に運転できない人）は不便を甘受しています。</p> <p>久賀地区に総合診療科・外来中心の町立病院を設置してほしい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>病院事業局</p> <p>① 町立3病院の救急引き受け体制の強化について 休日の日直、当直業務については多くの日において山口大学医学部附属病院を始め山口県立総合医療センター・広島西医療センター・広島大学病院等からの優秀な派遣医師に担って頂いていますが、内科系疾患、外科系疾患の専門性の問題もあり、お断りや島外の病院への転送が生じるケースがあり、町民の皆様にご迷惑をかけております。</p> <p>ただし、休日夜間を除く平日昼間の時間帯に関しましては、内科系・外科・整形外科等の医師が複数勤務しておりますので、救急患者様の、かかりつけ・かかりつけ外に関わらず、対応できるほぼ全ての患者様を受けいれさせて頂いております。</p> <p>休日夜間の受け入れに関して、常勤医の負担増の問題もあり平日昼間と同様の状況にするには大変厳しい状況ですが、今後の課題として受け止めさせて頂きます。</p> <p>② 久賀地区への町立病院設置について 地域住民の皆様には近くに町立病院が無いということで大変ご不便をお掛けして申し訳なく思っています。患者様にとりまして、少しでもご不便を軽減できるように患者輸送車を東和病院・大島病院より運行しているところでございます。地域の皆様のご要望に少しでも応えられるよう患者輸送車の運行を継続していきたいと思っておりますので、今後ともご利用頂きますようお願いいたします。</p> <p>又、病床過剰地区の柳井医療圏において新しい病院を開設することは非常に困難な状況にあります。</p>

3. 米軍機の飛行に伴う騒音問題等について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>1. 騒音問題に対する町の対応について</p> <p>三蒲地区から西棕野地区（田尻岬）の上空は、米海兵隊岩国基地への飛行ルートとなっており、最近においても、飛行機の爆音が激しい時は、家族の会話、ラジオ・テレビ、電話の聴取などにも大きな障害となっています。</p> <p>今、米空母艦載機が、最終的には120機が移転され、極東最大の米軍基地となることが報道されています。</p> <p>今後の当地における飛行機の爆音については想像もつきませんが、棕野地区はその直下で、静かな今の環境は望むべくもなく、完全に破壊されるのではないかと憂慮しています。</p> <p>この状況に対して町はどのように対応されようとしているのかお尋ねいたします。</p> <p>向後の年月、地域の環境破壊、生活破壊、地域破壊とならぬよう強く要望します。</p> <p>2. 米軍問題対応部署の設置及び米軍関連予算の活用について</p> <p>周防大島町総務課に「米軍対策室」を新設し今後、騒音問題等の受け皿としての専門部署を新設してほしい。（24時間対応が理想である or 録音にて対応）</p> <p>特に今後久賀・棕野地区は騒音問題や飛行機の墜落・落下物などが大きな課題として生活環境に影響を及ぼすであろうことを踏まえ、前向きに検討してほしい。</p> <p>現時点において住民の要望があれば防音対策工事を早急に着手してほしいのが本音です。</p> <p>また、平成29年7月8日付け中国新聞によると、岩国市では自治会の防犯灯の電気代を市が全額助成するとの記事があるが、周防大島町においても再編交付金等を活用するなどし、岩国市と同様に町内全自治会の防犯灯電気代の全額補助を行ってはいかがでしょうか。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>総務課</p> <p>1. 騒音問題に対する町の対応について</p> <p>米軍岩国基地への空母艦載機移転は、本年11月以降に本格化し、今後主力のF/A18戦闘攻撃機スーパーホーネットなど計61機が、来年5月までに段階的に厚木飛行場から岩国飛行場へ移る予定にあります。</p> <p>住民の方々には、日頃から米軍岩国基地に所属する航空機による騒音をはじめとする様々な不安やご負担を軽減できるように、山口県と周防大島町・和木町・岩国市・柳井市で構成された「山口県基地関係区市町連絡協議会」の取り組みとして、毎年、航空機騒音、事故への不安、基地に関する諸問題等、住民の不安解消につながる安心・安全対策について、中国四国防衛局に対し、要望活動を行っております。</p> <p>今後とも山口県と協議を重ねながら適切に対処したいと考えております。</p>

<回答>総務課

2. 米軍問題対応部署の設置及び米軍関連予算の活用について

ご要望にあります、周防大島町総務課への「米軍対策室」の新設と騒音問題等の受け皿としての専門部署の新設につきましては、広報5月号でもお知らせしておりますとおり総務課を窓口として対応しております。

騒音の苦情につきましては、連絡を受けた場合は、必ずFAXにより中国四国防衛局岩国防衛事務所にその内容を送信する運用になっており、夜間等の場合は翌日以降にFAX送信しています。

防音対策工事につきましては、本町における騒音地域の予測域は70Wと予測されていますので、国が騒音の基準とする75W～80W未満又は80W以上を超えていないため、現時点では国の防音対策工事の対象にはなりません、今後の動向に着目しながら騒音の状況を注視していきたいと考えております。

また、ご提言いただきました再編交付金等を活用した、町内全自治会の防犯灯電気代の全額補助につきましては、岩国市の場合は「特定防衛周辺設備調整交付金」による基金事業により、防犯灯電気料金の助成を行うことを公表されましたが、岩国市は、「特定防衛施設」を有する自治体であることから、本町とは採択要件が異なりますが、岩国市の例を参考にしながら、その他の財源を含めて検討してまいります。

なお、防犯灯のLEDへの取り換えにつきましては、町がLED器具の全額助成を行っており、LEDに変更することで電気料金を軽減することができますので是非ご検討ください。また、本町が各自治会に交付しています「自治会振興奨励金」については、防犯灯の電気料金にも使用いただけますのでご活用ください。

久賀・棕野地区自治会連絡協議会からの要望・提言（4/4）

4. 町の緊急連絡体制について

要望・提言の内容	<p>災害時等における町の緊急連絡体制を早急に構築すべきではないか。緊急時に各自治会長へ避難指示等を直接行うような連絡体制はできないものか、指示連絡系統をはっきりとしたほうが良いのではないか。</p> <p>自主防災会を組織している自治会においても、緊急時に避難等の判断が難しいため、町から自主防災会へ直接指示をしてほしい。</p>
回答	<p><回答>総務課</p> <p>災害が発生する危険性が高まった場合には、町防災行政無線、防災メール、広報車、ホームページ、SNS（Facebook）等で住民に情報の伝達を行います。</p> <p>局地的な大雨による土砂災害や河川災害等、地域が限定される災害においては危険性がより切迫している地区への直接的な周知も行うこととしております。</p> <p>自治会長、自主防災組織の役員の方におかれましては、先ず自身、ご家族の安全を第一に確保し、可能であれば地区の安全確保のためご協力をお願いします。</p> <p>避難等の判断については、各人が自らの判断で避難行動をとることが原則であるとされております。</p> <p>町としましても、住民が適時的確な判断ができるよう情報の伝達に努めてまいりますので、災害種別毎に自宅等が、立ち退き避難が必要な場所なのか、或いは、上階への移動等で命の危険を回避できるのかなどについて平常時から確認し、早めの避難行動がとれるようお願いいたします。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 猪対策について

<p>要望 ・ 提言 の 内容</p>	<p>猪は昼夜を問わず活動すると聞いているが、最近では昼間にも民家の庭先や県道を徘徊しているのを目にするので人を恐れていないように感じる。色々な対策を考えていると思うが、人的被害が出る前に対応を引き続きお願いしたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>農林課</p> <p>元来、極めて臆病で、警戒心が強く、人がいれば逃げていくといわれるイノシシですが、最近では市街地を走り回ったり、人に危害を与えたニュースを見かけます。ご提言のように昼間、民家の庭先や県道を徘徊しているイノシシを目撃した場合は、役場農林課有害鳥獣対策班へご連絡ください。大島郡猟友会とともに現場に向かいます。パニックになるとイノシシは人に向かってくることがあるので、絶対に刺激しないでください。</p> <p>イノシシが興奮していたり、発情期（晩秋から冬）や分娩後で攻撃的になっていたり、至近距離で出会った場合には注意が必要です。後ろを向くと襲ってくることもあるので、なるべく背中を見せないよう、ゆっくりと後ずさりしてその場を離れてください。</p> <p>本町におきましてイノシシは、平成 14 年秋に東和地区で初めて確認され、平成 15 年 1 月に捕獲して以来、有害鳥獣に指定して駆除を実施していますが、捕獲頭数は年々増加し昨年平成 28 年度は 2,243 頭捕獲し、今年度も昨年度とほぼ同じペースで捕獲しております。</p> <p>町といたしましては、イノシシ被害を最小限に食い止めるため、今後も猟友会の協力を仰ぎ「捕獲」を実施するとともに、金網柵・電気柵等の侵入防止柵の設置補助による「防御」対策を実施していきたいと考えております。</p> <p>しかし、行政だけの対策には限界がありますので、町民のみなさまにおかれましても、畑に果実の摘み残しや残飯を捨てない等イノシシに餌場を与えない環境づくりに「地域を挙げた取り組みとする地域の力」が必要ですので今後ともご理解ご協力をお願いいたします。</p> <p>なお、イノシシ等の有害鳥獣対策は本町のみならず全国的な問題でもあることから、今までも県や国に対し、被害防止対策や捕獲事業の支援について要望を行っており、今後も抜本的な対策の開発や支援拡充の要望を引き続き行うこととしております。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言（2/3）

2. 防災対策について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>豪雨が全国各地で相次ぎ、想定外が当たり前となってきた恐ろしさを感じる。住民の現状をよく把握し、避難場所の確保・拡充、避難ルートとなる道路や情報源となる防災無線の改善及び地元民間放送局（TV・ラジオ）の難視聴地域の解消を行うなど知恵を絞って防災対策を行っていただきたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>総務課</p> <p>本町では指定緊急避難場所、指定避難所を、あわせて179箇所指定しています。</p> <p>「指定緊急避難場所」は、切迫した災害の危険から命を守るために避難する場所、「指定避難所」は、災害により自宅が危険な場合、自宅に戻ることができない場合などに、一定期間避難生活を送る施設で災害種別ごとに指定しています。</p> <p>災害の発生が懸念される場合には、防災関係機関の情報を基にその災害の種類、規模に応じ、開設する指定避難所を決め、早めに防災行政無線、防災メール（要登録）、ホームページ等でお知らせいたします。</p> <p>しかしながら、近年にみられる異常気象による急激な気象の変化は、各地域で状況が異なり極めて短い時間に局所的に発生することが多く瞬時に状況を把握し伝達することは非常に困難な状況にあります。町としましても防災行政無線、防災メール等で住民が適時的確な判断ができるよう可能な限り早めの情報の伝達に努めてまいりますので、各人におかれましても、地区の危険箇所や避難場所、避難ルートをあらかじめ確認し危険と感じたら即座に避難行動をとるよう備えをお願いいたします。</p> <p>避難行動には、指定避難所へ避難することのみではなく、より安全と思われる場所（親戚や友人の家、公園等）への一時的な避難や、近隣の高い建物、強度の強い建物等への避難、浸水や土砂崩れ等により外へ出ることが、かえって危険な場合や近くに適切な避難所がない場合は、強固な建物の上層階や山と反対側の部屋に退避するなど、避難所へ行く以外の避難行動をとることも必要です。</p> <p>地デジ難視聴地域における対策としては、ケーブルテレビ（CATV）を整備しておりますので、ご利用いただけたらと思います。</p>

大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (3/3)

3. 交通安全について


<p>要望・提言の内容</p>	<p>交通事故の多発が社会問題となっている。事故が起きて対策を講じるより起きないように早めの対策をお願いしたい。</p> <p>特に県道大島環状線は狭くカーブが続き、交通量も多く危険なため拡幅工事の早期予算化と着工を、また町内全域において見通しの悪い交差点にはカーブミラー設置や停止線の表示、傷んだ路面は修復するなど通学路の安全をもう一度確認のうえ対策をお願いしたい。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>建設課</p> <p>大島地区におきましては、現在、沖浦地区の県道大島環状線の道路改良事業を進めており、本年度は横見地区の道路拡幅工事を継続して実施しております。</p> <p>町といたしましても、県道大島環状線改良事業の早期完了を、県知事に対し要望を行っており、今後も引き続き要望して参ります。</p> <p>また、通学路の安全確保に関する取組みとして、平成 27 年 3 月に周防大島町通学路安全推進協議会（メンバー：柳井警察署、山口県柳井土木建築事務所、周防大島町建設課、周防大島町総務課、周防大島町教育委員会、各学校関係者）を設置し、毎年、各学校から提出された危険箇所リストに基づき、同協議会を開催し、現地確認が必要と判断されれば、現地において合同点検を実施しております。今後も関係機関が連携し、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を図って参ります。</p> <p>なお、カーブミラーの設置及び軽微な路面補修等のご要望につきましては、大島総合支所へご相談ください。</p>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/4）

1. 空家及び空地の管理指導について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>各地に空家及び空き地が多くあると思いますが、それぞれ管理が行き届かず、屋根瓦や建材が道路や隣家に落ちてきて危険な状態や、雑草や雑木の育ち放題で、木が大きく道路にはみ出して、通行車両や歩行者にとって危険な箇所も多くあります。</p> <p>自治会も近所の方々も所有者や管理者等にお願いすることが難しく、行政よりの指導強化等の検討をお願いします。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>東和総合支所</p> <p>本町では、平成25年度から、空家等の適正管理に関する条例が施行され、これまで自治会や近所の皆様のご尽力により、空家の所有者や管理者に、適正な管理や有効活用を要請するなどの解決に努めてまいりましたが、所有者や管理者が特定できないなどの弊害がありました。</p> <p>平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行に伴い、本町の空家条例も、当該空家が特定空家と認められた場合は、空家等の所有者を探す目的で、固定資産税の税情報の活用、また、助言、指導、勧告に加え、勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を取らなかったときは、その勧告に係る措置をとることを命じることができることや、勧告をした場合は、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されるなど、法律に沿った改正をしております。</p> <p>空家等の所有者には、まずは、自治会やご近所のみなさんが管理や有効活用を要請するなどの解決に努めていただき、それにも関わらず適正な管理が行われない空家につきましては町に情報を提供していただき、その情報により、町は実態調査を行い、助言、指導、勧告や命令をおこないます。</p> <p>今後も、空家が適正に管理されるように、いくつもの事業を複合的に実施し、取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いします。</p>

2. ゴミの分別の簡素化等について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>家庭ごみの収集方法については、幾度かの改良を加えて現在に至っておりますが、高齢化が進んでいる本町においては、分別が複雑すぎて、わかりにくいという家庭が増えて来ています。もう少し簡単で理解しやすい分別の方法の再検討をお願いします。</p> <p>また、町で回収できる大型ごみ等の基準が色々と厳しく、処分について皆困っています。この基準等の見直しについても検討をお願いします。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>生活衛生課</p> <p>周防大島町では、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に向けて、適正なごみ処理のために 11 種類の分別を町民の方々にお願いしており、町民・事業者・行政が一体となって、生産・流通・消費・処理の各段階でごみの減量化や資源の有効利用に取り組んでいるところです。その甲斐もありまして、毎年(財)日本容器包装リサイクル協会が主宰するプラスチック製容器包装ベール品質評価において最高水準である A 判定を保っております。町民の方々、特に高齢者の方には大変なご負担になっていることは重々承知しておりますが、趣旨をご理解のうえ、引き続きご協力をお願いいたします。また、来年の3月には、従来のものよりわかりやすい「ごみ分別の手引き」を配布する予定です。</p> <p>大型ごみの収集につきましては、町としても出来る限り皆様のご要望に応えたいとは考えておりますが、そのためには、施設設備の拡大などの整備が必要であります。ごみの収集・処理においては、現在も膨大な経費がかかっており、限られた予算の中で業務を遂行していくためには、当面は基準を見直すことは考えておりませんが、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。</p> <p>なお、ごみの分別方法がわからない場合はお気軽に生活衛生課までお問い合わせください。また、ご要望があれば、担当職員が各地域に出向いてご説明いたしますので、ご相談ください。</p> <p>※生活衛生課（Tel0820-79-1012）</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; width: fit-content;"> <p>C周防大島町ではごみ処理に関する循環型社会の形成に向けて3R（スリーアール）を推進しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リデュース(Reduce)…発生抑制 ・リユース(Reuse) …再利用 ・リサイクル(Recycle)…再生利用 </div> </div>

東和地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (3/4)

3. 集落内及び道路周辺の環境整備について

要望 ・ 堤 言 の 内 容	<p>高齢化が進み、海・川・道路周辺の環境整備が地元では困難になっています。町道周辺の草刈り、立木の伐採及び砂防河川区域内の河川内の草木の伐採等を業者委託としてお願いします。</p> <p>また、高齢者が多く、足に不安のある人が多いので、自治会内の町道・県道を調査して、特に悪い所の早急な補修をお願いします。</p> <p>それから、児童・生徒が安全に登下校ができるよう、町道・県道の白線等の整備及び拡幅等の改良の早期実施をお願いします。</p>
回 答	<p><回答>建設課</p> <p>それぞれの自治会において、自治会清掃、河川愛護月間等で、地域の環境美化にご協力をいただき感謝申し上げます。</p> <p>町におきましても、道路、河川の維持補修や草刈り等については、予算の範囲内で緊急度の高い箇所から計画的に実施しております。</p> <p>人口減少、高齢化による地域での環境美化活動の減少が懸念されるなか、町といたしましても限られた予算のなかで、更に効率よく維持管理が行えるよう検討してまいりたいと考えております。</p> <p>今後も地域の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>また、通学路の安全対策につきましては、大島地区自治会連絡協議会からの要望・提言の3. 交通安全についてで回答したとおり、児童・生徒の通学路の安全確保を図って参ります。</p>

4. 災害時の情報伝達について

<p>要望 ・ 堤 言 の 内 容</p>	<p>周防大島町では各所に緊急連絡用として防災無線が整備されていますが、現状は行政からの一方通行のみであり、災害時に孤立した地区の状況等をその他の地区に伝達できる機能はついていないと考えられます。</p> <p>また、携帯電話等の使用についても、大規模な災害の発生時には通信が困難となり、情報の伝達については機能しないと考えられます。</p> <p>是非、防災無線を利用して孤立した地域とその他の地域の連絡が取れるようなシステムができないか検討をお願いします。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>総務課</p> <p>防災行政無線（固定系）は、久賀庁舎の親局から嵩山と文珠山の中継局及び高塔、東三蒲、鯛の峰、情島の再送信子局を經由して、各地区に設置してある屋外拡声子局（屋外スピーカ）と各ご家庭に設置している戸別受信機へ情報を伝達しております。一部の屋外拡声子局（114カ所の内18カ所）は双方向通話ができる機能を持っておりますが、戸別受信機は双方向通話の機能は持っていません。また、電波使用の関係からも個別受信機に双方向通話ができる機能を持たすことはできないのが現状です。</p> <p>このため、災害等で有線（固定）電話や携帯電話が途絶した場合の通信手段としては町保有の衛星携帯電話、防災行政無線（携帯型無線機）等の通信機器を携帯した町職員または消防団員が現地に入り情報の収集、伝達することとしていますが、情報伝達手段の冗長化を図るため、今後さらに専用の携帯電話回線を使ったトランシーバーの導入を予定しています。</p> <p>災害時に孤立の可能性が高い地区の通信手段の確保は大変重要な課題として位置付けておりますが、現時点では防災行政無線（固定系）のすべてを双方向通信可能な機器へ改修する計画はないのが実状であります。</p> <p>なお、町指定避難所のうち13箇所（蒲野農村環境改善センター、しまとびあスカイセンター、沖浦農村環境改善センター、大島看護学校、旧棕野小学校、久賀総合センター、橘総合センター、日良居公民館、周防大島町総合体育館、東和総合センター、旧和田小学校体育館、油田農村環境改善センター、白木多目的共同利用施設）については、災害時の通信手段の一つとして特設公衆電話回線（災害時に利用できる無料電話）を設置しております。</p> <p>また、災害時の安否確認は「災害伝言ダイヤル171」（NTT）の利用が有効性が高いとされています。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言（1/3）

1. 私有地（所有者不明などの畑・庭）に繁茂している枝や草が、公共用地（道路等）や隣接地（宅地等）に競出している場合の対応について

<p>要望・提言の内容</p>	<p>① 子供たちの通学路内の防風林の枝が伸びて道幅を狭くしているので伐採を要望します。</p> <p>② ほったらかしの空家が多くなっています。空家崩壊、空家の庭木・草について、直接に困っているのは、近所の住民です。自治会役員としても対応に困っている所ですが、自治会役員とすれば頼る所は総合支所しかなく、取りあえず相談する所は支所しかないのです。</p> <p>支所の方々にはご協力いただいておりますが、今以上にご協力をお願いしたく思う所です。ある時は、現場で直接見ていただき話を聞いていただくことも必要であります。気持ちの部分で自治会の役員の中の悩みの相談員になってほしいものです。</p> <p>支所の仕事もたくさんあり多忙とはおもわれますが、協力し合って良き地区にしたいものと考えています。支所の職員さんが自治会に対して協力をしていないということではありません。十分協力していただいておりますが、もっともっとお願いするものです。</p>
<p>回答</p>	<p><回答>橘総合支所</p> <p>① 高齢化が進み、人口が減少している中で耕作放棄地や不在地主が増加しているため、雑木等が繁茂し隣接地に害を与えている状況は、否めない事実であります。</p> <p>ただ、休耕地を含め、農地についても本来、所有者等が行う私有財産の管理を行政がどこまで関与出来るかについては、苦慮しているのが実情です。</p> <p>有休地を含め、町管理の道路や農道につきましては、年に数度の草刈り等を実施していますが、すべてに手が回っていない状況にありますので、そのような場所がありましたら、まずは、総合支所にご相談ください。</p> <p>② 本町では、平成25年度から、空家等の適正管理に関する条例が施行され、これまで自治会や近所の皆様のご尽力により、空家の所有者や管理者に、適正な管理や有効活用を要請するなどの解決に努めてまいりましたが、所有者や管理者が特定できないなどの弊害がありました。</p> <p>平成27年5月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」の全面施行に伴い、本町の空家条例も、当該空家が特定空家と認められた場合は、空家等の所有者を探す目的で、固定資産税の税情報の活用、また、助言、指導、勧告に加え、勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を取らなかったときは、その勧告に係る措置をとることを命じることができることや、勧告をした場合は、当該特定空家等に係る敷地について、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されるなど、法律に沿った改正をしております。</p> <p>空家等の所有者には、まずは、自治会やご近所のみなさんが管理や有効活用を要請するなどの解決に努めていただき、それにも関わらず適正な管理が行われない空家につきましては町に情報を提供していただき、その情報により、町は実態調査を行い、助言、指導、勧告や命令をおこないます。</p> <p>今後、空家が適正に管理されるように、いくつもの事業を複合的に実施し、取り組んでまいりますので、引き続きご協力をお願いします。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (2/3)

2. 河川の雑草（ヨシなど）の伐採について

要望・提言の内容	県・町管理河川の雑草（ヨシなど）について、大雨などで氾濫するおそれがあるため計画的に伐採を要望します。
回答	<p><回答>建設課</p> <p>橘地区の自治会においても、河川愛護月間等で地域の環境美化にご協力をいただき感謝申し上げます。</p> <p>町管理の河川につきましては、各自治会から同様の要望が多数あるなか、河川の維持補修や草刈り等については、予算の範囲内で緊急度の高い箇所から計画的に実施しております。</p> <p>また、県管理の河川につきましては、治水上の緊急性、必要性を考慮しながら予算確保に努めており、引き続き河川の浚渫、草木の除去について対応を進めて参ります。と、県より聞いております。</p>

橘地区自治会連絡協議会からの要望・提言 (3/3)

3. 防犯灯電気料金の助成について

要望・提言の内容	<p>地区内の防犯灯の新設、LED化等改良事業につきましては従来からご支援をいただき感謝しているところですが、人口減少等で自治会費も低減の一途を辿ってきています。ここ数年、街灯料金が赤字の状況であります。赤字対策としてLED化を進めているものの、とても自治会会計が厳しいのが実情であります。</p> <p>つきましては、町の財政事情もおありでしょうが「明るい住みよい町づくりの一環として将来的には助成額の増大を含めた街灯料金の町負担（全額負担）がいただけるよう要望します。（平成29年7月8日 中国新聞朝刊ご参照ください）</p>
回答	<p><回答>総務課</p> <p>ご提言いただきました再編交付金等を活用した、町内全自治会の防犯灯電気代の全額補助につきましては、岩国市の場合は「特定防衛周辺設備調整交付金」による基金事業により、防犯灯電気料金の助成を行うことを公表されましたが、岩国市は、「特定防衛施設」を有する自治体であることから、本町とは採択要件が異なりますが、岩国市の例を参考にしながら、その他の財源を含めて検討してまいります。</p> <p>なお、本町が各自治会に交付しています「自治会振興奨励金」については、防犯灯の電気料金にも使用いただけますのでご活用ください。</p>